

参考配布資料

# 電気通信番号制度概要

# 電気通信番号とは

「電気通信番号」とは、「電気通信事業者が電気通信役務の提供に当たり送信の場所と受信の場所との間を接続するために電気通信設備を識別し、又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容を識別するために用いる番号、記号その他の符号をいう。」  
(電気通信事業法第50条)

## 電気通信事業法(抜粋)

### 第五十条(電気通信番号の基準)

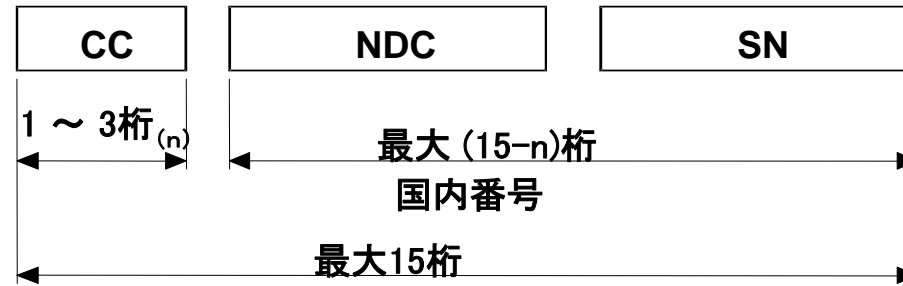
電気通信事業者は、電気通信番号(電気通信事業者が電気通信役務の提供に当たり送信の場所と受信の場所との間を接続するために電気通信設備を識別し、又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容を識別するために用いる番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。)を用いて電気通信役務を提供する場合においては、その電気通信番号が総務省令で定める基準に適合するようにしなければならない。

2 前項の基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。

- 一 電気通信番号により電気通信事業者及び利用者が電気通信設備の識別又は電気通信役務の種類若しくは内容の識別を明確かつ容易にできるようにすること。
- 二 電気通信役務の提供に必要な電気通信番号が十分に確保されるようにすること。
- 三 電気通信番号の変更ができるだけ生じないようにすること。
- 四 電気通信番号が公平かつ効率的に使用されるようにすること。

# 電気通信番号の構成

- 電気通信番号は、ITU-T勧告(E.164)に基づき各国が管理しており、桁数は国番号を含めて最大15桁までに制限。



地域別国際公衆電気通信番号

CC 地域別国番号 Country Code for geographic areas (日本「81」)  
 NDC 国内宛先コード National Destination Code (optional)  
 SN 加入者番号 Subscriber Number  
 n 国番号の桁数 Number of digits in the country code

## <国内番号の内訳>



: 国内プレフィックス



: 国が事業者ごとに指定



: 加入者番号

| 1<br>桁目 | 2<br>桁目 | 3<br>桁目 | 4<br>桁目 | 5<br>桁目 | 6<br>桁目 | 7<br>桁目 | 8<br>桁目 | 9<br>桁目 | 10<br>桁目 | 11<br>桁目 | 番号種類         |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|----------|--------------|
| 0       | A       | 0       | C       | D       | E       | F       | G       | H       | J        | K        | 050 IP電話     |
| 0       | A       | 0       | C       | D       | E       | F       | G       | H       | J        | K        | 060 UPT      |
| 0       | A       | 0       | C       | D       | E       | F       | G       | H       | J        | K        | 070 PHS      |
| 0       | A       | 0       | C       | D       | E       | F       | G       | H       | J        | K        | 080/090 携帯電話 |
| 0       | A       | B       | C       | D       | E       | F       | G       | H       | J        |          | 0AB~J 固定電話   |

## 電気通信番号規則(抜粋)

### 第1章 総則

(電気通信番号の基準)

第四条 電気通信事業者は次の各号に掲げる基準に従って電気通信番号を使用しなければならない。

- 一 電気通信番号の使用は電気通信役務の提供のために必要なものに限ること。
- 二 電気通信番号により電気通信設備又は電気通信役務の種類若しくは内容を識別できるようにすること。
- 三 電気通信番号の効率的な使用を図ること。
- 四 利用者が公平に電気通信番号を使用できるようにすること。
- 五 第三章に規定する電気通信番号の指定に係る手続に基づき総務大臣が指定する電気通信番号を使用すること。

### 第2章 電気通信番号計画

|         |   |  |
|---------|---|--|
| 第5条     | 中継系事業者の電気通信回線設備を識別する番号                  | 00X <sub>1</sub> X <sub>2</sub> 、002Y <sub>1</sub> Y <sub>2</sub> 、0091N <sub>1</sub> N <sub>2</sub> |
| 第7条     | 共通線信号に係る信号用伝送装置を識別する番号                  | 100で始まる14桁の二進数字  |
| 第8条     | 携帯電話端末を識別する番号(ITU勧告に準拠したもの)             | 44M <sub>1</sub> M <sub>2</sub> M <sub>3</sub> から始まる十進数字   |
| 第9条第1号  | 固定電話・ISDNを識別する番号                        | 0ABCDE－FGHJ  |
| 第2号     | 電気通信回線設備を持たない事業者の専用線直収電話を識別する番号(旧2種事業者) | 091－CDEから始まる13桁を超えない十進数字   |
| 第3号     | 携帯電話に係る端末系伝送路設備を識別する番号                  | 090(or080)－CDE－FGHJK   |
| 第4号     | PHSに係る端末系伝送路設備を識別する番号                   | 070－CDE－FGHJK  |
| 第5号     | 無線呼出しの役務に係る端末系伝送路設備を識別する番号              | 020－CDE－FGHJK  |
| 第6号     | 国際衛星携帯電話を識別する番号                         | 881－DEFG   |
| 第10条第1号 | UPTサービスを識別する番号                          | 060－CDE－FGHJK  |
| 第2号     | IP電話サービスを識別する番号                         | 050－CDEF－GHJK  |
| 第3号     | 付加サービスを識別する番号                           | 0AB0－DEF－GHJ(K)、1XY(Z)   |
| 第11条    | 緊急通報を識別する番号                             | 110、118、119  |
| 第12条    | データ通信設備に係る端末系伝送路設備を識別する番号               | 44X <sub>1</sub> X <sub>2</sub> X <sub>3</sub> X <sub>4</sub> X <sub>5</sub> から始まる14桁を超えない十進数字       |
| 第13条    | 電子メール通信網を識別する番号                         | 2オクテット以上16オクテット以下の符号   |
| 第14条    | プレフィックス                                 | 国際:010、国内:0  |

# 電気通信番号に関する申請手続き

